安全に関するご注意

ご使用の前に必ず、この「安全に関するご注意」をよくお読みいただき、正しくお使いください。

ここに示した注意事項は、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。

警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う可能性および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

図記号の意味は、次のとおりになっています。

禁止：	してはいけないことを表しています。	指示：	しなければならないことを表しています。	注意：	気をつける必要があることを表しています。

区分	図記号	内容
警告	禁止	●貫通部防火措置部の上に乗ったり重量物を置かないでください。
		●子供・幼児の手の届くところに材料部材を置かないでください。
		●単心の電力ケーブルが貫通する場合は周囲に鉄系の金具を配置しないでください。
		●最大開口面積または直径以下で施工してください。
		●貫通物種類および貫通物占積率は取扱説明書および認定書・評定書に従ってください。
		●取扱説明書および認定書・評定書に従って施工してください。
		●貫通部防火措置部は隙間のできないように施工してください。
		●液体状のものを扱う場合は保護めがねを着用してください。
		●繊維状または粉状のものを扱う場合はマスクおよび保護めがねを着用してください。
		●床または壁貫通部の近傍に可燃物を置かないでください。
	指示	●防水性が要求される場合は別途必要な処置を施工してください。
		●ケーブルまたは配管類の支持機能はありません。別途固定支持してください。
		●施工完了後は工法表示ラベルを貼付してください。再施工時も工法表示ラベルを更新してください。
		●耐熱シール材等のパテを扱う際は保護具を着用してください。
		●金具を扱う場合は保護具を着用してください。
		●特殊な環境下で使用される場合は事前にご相談ください。
		●材料は規定の目的（貫通部）以外に使用しないでください。

【 施工品質管理について 】

建築物の火災時の延焼防止対策として、ケーブル・配管などが建築物内の防火区画（壁・床）を貫通する部分には、建築基準法において定められた性能を有し、国土交通大臣認定を取得した防火区画貫通部工法を施工することが義務付けられています。

防火区画貫通部工法は、火災時において本来の性能を発揮させるためにも、材料面だけでなく施工面の品質管理も重要です。すなわち品質管理された材料を使用し、正しい施工を行ったときにはじめて認定通りの防火性能が発揮できるとも言えます。

「防火区画貫通部工法を認定通りに正しく施工」するまでには、色々なトラブルが生じている場合も少なくありません。そこで正しい施工を行うための「基本事項」を以下に記します。

❶開口部の大きさには上限があります

各工法ごとの認定取得時の条件によって、施工できる開口部の大きさには上限があります。現在、壁・床ともに0.75m^{2}を超える認定はありません。

❷貫通物にも規定があります

貫通するケーブルや配管の種類・サイズ・占積率（開口面積に対する貫通物の断面積の比率）などにもそれぞれ規定があります。各工法ごとに認定で規定されている条件以外の貫通物には施工できません。

❸その他にも認定工法には多くの制約事項が付帯しています

施工対象（壁用、床用、壁床共用、壁・床の構造など）、使用材料、構造・寸法等々は、それぞれ指定性能評価機関で試験を行い防耐火性能を確認した際の条件になっており、これらは実施工の上でも当然制約事項となります。これら認定上の制約事項から外れる施工や、認定以外の材料（他社材料など）を使用することはできません。

❹施工環境が悪ければ正しい施工を行うことができません

施工するときになってから開口部まわりに十分な施工スペースがなかったり、材料の取り付けが困難な状況になっていたりすることもあります。結果的に「やむを得ず…」ということになりがちですが、設計段階や建築途中での早い対応によりかなり改善されます。施工環境の確保をお願いします。

❺施工手順や注意事項を遵守し「丁寧な施工」を行ってください

材料の使用量や充填量の不足、作業者による著しい仕上がりのバラツキ、施工後のチェック不足などは防火上深刻な影響を与える可能性があります。 手順に従い正しく管理した状況で施工してはじめて防火性能が発揮されますので、注意事項を遵守し「丁寧な施工」を心がけてください。

❻工法表示ラベルは正しい施工ができてから貼るものです

「ラベルを貼ること」が監督官公庁の検査を容易にパスする手段となる、もしくは結果としてそうなってしまう場合があります。「ラベルを貼る」＝「施工者が正しい施工を行った」の本質的な意味を理解し、正しい施工を行うように努めてください。

❼判らないことはまず問い合わせることから始めてください

施工が完了してからの問題の露呈は、施工者側にとっても検査指導側にとっても解決しにくいトラブルとなります。施工に際して判らないこと、不安に思うことがあれば、施工前に迷わず当社にご相談ください。